

議案第96号

北上市手数料条例の一部を改正する条例

北上市手数料条例（平成12年北上市条例第3号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | | | 改正後 | | |
|-------------------|-------------|--|-------------------|-------------|--|
| 別表（第2条関係） | | | 別表（第2条関係） | | |
| 手数料を徴収する事項 | 手数料の金額 | | 手数料を徴収する事項 | 手数料の金額 | |
| [略] | | | [略] | | |
| 低炭素建築物新築等計画の認定の申請 | [略] | | 低炭素建築物新築等計画の認定の申請 | [略] | |
| | 住宅・非住宅複合建築物 | 建築物の部分ごとに、一戸建ての住宅若しくは共同住宅等又は住宅・非住宅の複合建築物の住戸の額、人の居住の用に供する部分を有しない建築物の額及び人の居住の用に供する部分を有しない建築物のうち工場等及び共同住宅等の共用部分の額を合算した額 | | 住宅・非住宅複合建築物 | 建築物の部分ごとに、一戸建ての住宅若しくは共同住宅等又は住宅・非住宅の複合建築物の住戸の額、人の居住の用に供する部分を有しない建築物の額及び人の居住の用に供する部分を有しない建築物のうち工場等及び共同住宅等の共用部分（ <u>共同住宅等で共用部分を計算しない評価方法による場合を除く。</u> ）の額を合算した額 |
| [略] | | | [略] | | |

| | | | |
|--|--|--|-----|
| 建築物エネルギー消費性能向上計画（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）第29条第1項に規定する計画をいう。以下同じ。）の認定の申請 | [略] | | [略] |
| | 共同住宅等又は住宅・非住宅複合建築物（一戸建てであるものを除く。）の住宅部分 | | |
| [略] | [略] | | |
| 建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請 | 一戸建ての住宅 | [略] | |
| | | 仕様基準（建築物省エネ省令第1条第2号イ（2）及びロ（2）に定める基準をいう。以下同 | [略] |

| | | | |
|--|--|--|-----|
| 建築物エネルギー消費性能向上計画（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）第29条第1項に規定する計画をいう。以下同じ。）の認定の申請 | [略] | | [略] |
| | 共同住宅等（共用部分を計 算しない評価方法による場 合は共用部分の床面積を除 く。）又は住宅・非住宅複 合建築物（一戸建てである ものを除く。）の住宅部分 | | |
| [略] | [略] | | |
| 建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請 | 一戸建ての住宅 | [略] | |
| | | モデル住宅基 準（建築物省 エネ省令第1 条第2号イ（ 2）及びロ（ 2）に定める 基準をいう。 | [略] |

| | | | | | | |
|--------------------|-------|-------------|-----|---|---|-----|
| | | じ。)に適合するもの | | | 以下同じ。) 又は仕様基準 (建築物省エネ省令第1条第2号イ(3)及びロ(3))に定める基準をいう。以下同じ。)に適合するもの | |
| | 共同住宅等 | [略] | | 共同住宅等 | [略] | |
| | | 仕様基準に適合するもの | [略] | <u>(共用部分を計算しない評価方法による場合は共用部分の床面積を除く。)</u> | <u>モデル住宅基準又は仕様基準に適合するもの</u> | [略] |
| | [略] | | | [略] | | |
| [略] | | | | [略] | | |
| 備考 改正部分は、下線の部分である。 | | | | | | |

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和2年2月19日提出

北上市長 高橋敏彦

提案理由

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の改正に伴い、新たに追加された評価方法を用いて建築物の省エネルギー性能を算出した場合の申請手数料を定めようとするものである。